

限定特定行政庁を置く道及び県の一部^(※1)
限定特定行政庁の一部^(※1)
の
建築主務課 御中

一般財団法人建築行政情報センター

限定特定行政庁の業務範囲の見直しに係るデータ移行について（お知らせ）

日頃より建築行政情報の取扱いについてご高配いただき、ありがとうございます。
また、令和 6 年能登半島地震による被害からの復旧・復興に携わる皆さまには安全に留意されご活躍されることをお祈りいたします。

令和 7 年 4 月に施行が予定される建築基準法の改正により、限定特定行政庁の業務範囲が変わります。次の 1 及び 2 について、道県と限定特定行政庁との間の業務移管が行われることとなります。

- 1 限定特定行政庁から道県へ移管するもの^{※2}
300 m²超 500 m²以下の木造の建築物
- 2 道県から限定特定行政庁へ移管するもの^{※2}
高さ 13m 超 16m 以下の木造の建築物

一般財団法人建築行政情報センター（以下「I C B A」）では、道県又は限定特定行政庁のみなさまに、業務移管に伴うデータ移管についてのご検討をお勧めしたく、下記のとおりお知らせします。

※1 この通知の宛先としている道、県及び限定特定行政庁

I C B A の台帳登録閲覧システムに登録されている移管対象データの、移管元又は移管先となる道、県及び限定特定行政庁です。

※2 参考資料

●国土交通省 HP 「令和 6 年 4 月 1 日、令和 7 年 4 月施行予定分の説明資料」の p45 及び p46

<https://www.mlit.go.jp/common/001627103.pdf>

●国土交通省 HP「質疑応答集」の p20 中段の 3 及び 4

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001520061.pdf>

記

1 移管先と移管元の利用システムによる作業方法の相違について

データの移管に当たっては、移管元と移管先の利用システムや作業方法によって必要な作業や費用が異なります。

作業方法については別表 1 を、移管元と移管先の利用システムについては別表 2 の左側 4 列を、ご覧ください。

また添付の参考図（別表 1 の簡略版）もご参照ください。

2 移管先と移管元の連携について

道県と限定特定行政庁の双方、相互でデータ移管への対応をご検討されるようお勧めします。

限定特定行政庁ごとに、限定特定行政庁から道県へ、及び、道県から限定特定行政庁への、二通りのデータ移管方法のご検討が必要と思料します。（例えば件数が多ければ委託方式、件数が少なければ手作業方式とすることなど。）

3 移管データ件数の目安

ICBA が把握可能な移管データの目安となる件数（令和 5 年 12 月時点）は別表 2 の右側 2 列のとおりです。

【照会先】

一般財団法人建築行政情報センター (ICBA)

契約管理課・企画課 海野（うみの）

TEL：03-5225-7703

MAIL：gr-keiyaku@icba.or.jp

別表1：利用システムの組合せごとのデータ移管方法

移管元のシステム	移管先のシステム	データ移管方法の代表事例
共用 DB の台帳システム	共用 DB の台帳システム	<p>【移管方法 A-1】 (件数が多い場合など。要委託費) データ移管を I C B A に委託。(移管元が、移管対象物件の「処分年月日」及び「処分番号」のリストを作成) (移管元と移管先の一組ごとに税込み 484,000 円。移管元、移管先のどちらでも委託可)</p> <p>【移管方法 A-2】 手作業方式 1 (件数が少ない場合。I C B A 委託無し)</p> <p>(1) 移管元が、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① テキストデータを共用 DB 投入用の CSV を「エクセル取込」(※1) に使える形で抽出・作成し、確認番号ごとに補足資料(※2)を作成 ② CSV データのうち民間確認物件については、確認番号ごとに受付番号と受付日の一覧を別途作成 ③ ファイル名を受付番号とした PDF を 1 件ごとに抽出・作成 <p>(2) 移管元が移管先へ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)①の(エクセル取込(※1)型に加工後の) CSV ・(1)①の補足資料 ・(1)②の受付番号・受付日一覧 ・(1)③の PDF <p>を提供</p> <p>(3) 移管先(※3)が、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① (1)①の CSV (テキストデータ) をエクセル取込方式(※1) で登録、 ② (1)①の補足資料をもとに不足する事項を手入力 ③ 登録したデータのうち民間確認物件の受付番号・受付日については、(1)②の受付番号・受付日一覧のもの 1 件ごとに手入力 ④ (1)③の PDF を 1 件ごとに紐付け <p>(4) 移管元が、必要に応じ移管済みデータを 1 件ごとに削除 (I C B A に一括削除を委託可。税込み 110,000 円)</p> <p>※1 エクセル取込について https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renkeishiyo/1101_excelTorikomi_guide_010107.docx https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renkeishiyo/1102_excelTorikomi_format_010109.xlsx https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renkeishiyo/1111_excelTorikomi_sortTool_010109.zip</p> <p>※2 エクセル取込についての補足 移管元は、(1)①のエクセル取込方式の CSV を『建築主 2 名以下』等の制限(操作マニュアル参照)に従って作成する。制限のため CSV に含めることのできないデータについては、移管先向けに手入力用の補足資料を出力・作成する。</p> <p>※3 セキュリティルール範囲内で移管先 ID を使って移管元が作業することも可能</p>
		<p>【移管方法 A-3】 手作業方式 2 (件数が非常に少ない場合。I C B A 委託無し)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 移管元が、テキストデータ部分(移管文書等)の資料を用意及び PDF を 1 件ごとに抽出 (2) 移管元が移管先へ、(1)のテキストデータ部分の資料及び PDF を提供 (3) 移管先(※)が、1 件ごとに、(2)の資料をもとにテキストデータを手入力、PDF を紐付け (4) 移管元が、必要に応じ移管済みデータを 1 件ごとに削除 (I C B A に一括削除を委託可。税込み 110,000 円) <p>※セキュリティルール範囲内で移管先 ID を使って移管元が作業することも可能</p>
共用 DB の台帳システム (次ページへ)	共用 DB 以外 の台帳システム	<p>【移管方法 B-1】 (件数が多い場合など。要委託費)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 移管元が、共用 DB 台帳データの CSV と PDF の抽出を I C B A に委託 (税込み 110,000 円) (2) 移管元が移管先へ、(1)の CSV と PDF を提供 (3) 移管先が、(2)の CSV と PDF データを投入 (4) 移管元が、必要に応じ移管済みデータを 1 件ごとに削除 (I C B A に一括削除を委託可。税込み 110,000 円)
		<p>【移管方法 B-2】 手作業方式 1 (件数が少ない場合。I C B A 委託無し)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 移管元が、テキストデータを CSV で抽出し、PDF を 1 件ごとに抽出 (2) 移管元が移管先へ、(1)の CSV と PDF を提供 (3) 移管先が、(2)の CSV ・ PDF データを投入(※) (4) 移管元が、必要に応じ移管済みデータを 1 件ごとに削除 (I C B A に一括削除を委託可。税込み 110,000 円)

移管元のシステム	移管先のシステム	データ移管方法の代表事例
(前ページより) 共用 DB の台帳システム	共用 DB 以外 の台帳システム	<p>【移管方法 B-3】 手作業方式 2 (件数が非常に少ない場合。ICBA 委託無し)</p> <p>(1) 移管元が、テキストデータ部分(移管文書等)の資料を用意及び PDF を 1 件ごとに抽出 (2) 移管元が、移管先へテキストデータ部分の資料と(1)の PDF を提供 (3) 移管先が、(2)の資料をもとにテキストデータを手入力、(2)の PDF を紐付け (4) 移管元が、必要に応じ移管済みデータを 1 件ごとに削除 (ICBA に一括削除を委託可。 税込み 110,000 円)</p>
共用 DB 以外 の台帳システム	共用 DB の台帳システム	<p>【移管方法 C-1】 (件数が多い場合など。要委託費等)</p> <p>(1) 移管元が、 ① 共用 DB 投入用の中間ファイル (※) を作成し、 ② ファイル名を受付番号とした PDF を作成。 (上記①と②は通常、外部委託。数百万円オーダー。ICBA は受託しない。) ※ https://www.icba.or.jp/kyoyodb/top/DC_Data_lko_2023_06_22.zip (2) 移管元が、PC 検証環境 (ICBA より基本料 70,000 円+月額 20,000 円で貸出) に より、中間ファイルに不備等がないかをチェック (3) (1)の中間ファイルと PDF の共用 DB への一括投入作業を ICBA に委託 (限定特定行政 庁ごとに税込み 110,000 円)</p> <p>【移管方法 C-2】 手作業方式 1 (件数が少ない場合。ICBA 委託無し)</p> <p>(1) 移管元が、 ① テキストデータを共用 DB 投入用の CSV を「エクセル取込」(※1) に使える形で抽出・ 作成し、確認番号ごとに補足資料 (※2) を作成 ② CSV データのうち民間確認物件については、確認番号ごとに受付番号 (※3) と受付日の 一覧を別途作成 ③ ファイル名を受付番号とした PDF を 1 件ごとに抽出・作成 (2) 移管元が移管先へ、 ・(1)①の (エクセル取込 (※1) 型に加工後の) CSV ・(1)①の補足資料 ・(1)②の受付番号・受付日一覧 ・(1)③の PDF を提供 (3) 移管先が、 ① (1)①の CSV (テキストデータ) をエクセル取込方式 (※1) で登録、 ② 不足する事項を(1)①の補足資料をもとに手入力 ③ 登録したデータのうち民間確認物件の受付番号・受付日については、(1)②の受付番号・受 付日一覧のもの 1 件ごとに手入力 ④ (2)の PDF を 1 件ごとに紐付け ※1 エクセル取込について https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renkeishiyo/1101_excelTorikomi_guide_010107.docx https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renkeishiyo/1102_excelTorikomi_format_010109.xlsx https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renkeishiyo/1111_excelTorikomi_sortTool_010109.zip ※2 エクセル取込についての補足 移管元は、(1)①のエクセル取込方式の CSV を「『建築主 2 名以下』等の制限」(操作マニ ュアル参照) に従って作成する。制限のため CSV に含めることのできないデータについては、 移管先向けに手入力用の補足資料を出力・作成する。 ※3 移管先と打合せの上、移管先が移管元へ示す番号体系で付番</p> <p>【移管方法 C-3】 手作業方式 2 (件数が非常に少ない場合。ICBA 委託無し)</p> <p>(1) 移管元が、テキストデータ部分(移管文書等)の資料を用意及びファイル名を受付番号(※) とした PDF を 1 件ごとに抽出・作成 (2) 移管元が移管先へ、(1)のテキストデータ部分の資料及び PDF を提供 (3) 移管先が、1 件ごとに、 ・(2)のテキストデータ部分の資料をもとにテキストデータを手入力、 ・(2)の PDF を紐付け ※ 移管先と打合せの上、移管先が移管元へ示す番号体系で付番</p>
共用 DB 以外 の台帳システム	共用 DB 以外 の台帳システム	別途ご検討が必要

別表2 道・県と限定特定行政庁の台帳システムと移管データの目安となる件数

(道・県と限定特定行政庁の双方とも共用DB以外を利用している場合を除く。令和5年12月現在)

道・県	道・県の台帳システム	限定特定行政庁	限定特定行政庁の台帳システム	限定特定行政庁から道・県への移管データ件数の目安 (延べ面積300-500㎡の木造建築物数)	道・県から限定特定行政庁への移管データ件数の目安 (高さ13-16mの木造建築物数)
北海道	共用DB以外	岩見沢市	共用DB	26	不明
北海道	共用DB以外	東神楽町	共用DB	0	不明
岩手県	共用DB	宮古市	共用DB	166	3
岩手県	共用DB	花巻市	共用DB	2,583	6
岩手県	共用DB	北上市	共用DB	1,855	3
岩手県	共用DB	一関市	共用DB	951	5
岩手県	共用DB	釜石市	共用DB	47	1
岩手県	共用DB	奥州市	共用DB	1,324	4
山形県	共用DB	米沢市	共用DB	540	0
山形県	共用DB	鶴岡市	共用DB	486	1
山形県	共用DB	酒田市	共用DB	480	0
山形県	共用DB	天童市	共用DB	589	0
福島県	共用DB	会津若松市	共用DB	525	0
福島県	共用DB	須賀川市	共用DB	482	0
群馬県	共用DB	沼田市	共用DB	78	0
群馬県	共用DB	渋川市	共用DB	273	1
群馬県	共用DB	富岡市	共用DB	115	0
群馬県	共用DB	安中市	共用DB	176	0
群馬県	共用DB	みどり市	共用DB	163	0
群馬県	共用DB	藤岡市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	飯能市	共用DB	106	0
埼玉県	共用DB	本庄市	共用DB	107	0
埼玉県	共用DB	東松山市	共用DB	118	0
埼玉県	共用DB	深谷市	共用DB	298	1
埼玉県	共用DB	入間市	共用DB	171	0
埼玉県	共用DB	坂戸市	共用DB	216	0
埼玉県	共用DB	日高市	共用DB	123	0
埼玉県	共用DB	松伏町	共用DB	297	0
埼玉県	共用DB	行田市	共用DB以外	不明	1
埼玉県	共用DB	秩父市	共用DB以外	不明	1
埼玉県	共用DB	加須市	共用DB以外	不明	1
埼玉県	共用DB	羽生市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	鴻巣市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	蕨市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	戸田市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	朝霞市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	志木市	共用DB以外	不明	1
埼玉県	共用DB	和光市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	桶川市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	北本市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	八潮市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	富士見市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	三郷市	共用DB以外	不明	1
埼玉県	共用DB	蓮田市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	幸手市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	鶴ヶ島市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	吉川市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	ふじみ野市	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	杉戸町	共用DB以外	不明	0
埼玉県	共用DB	白岡市	共用DB以外	不明	0

道・県	道・県の 台帳システム	限定特定 行政庁	限定特定行政庁 の台帳システム	限定特定行政庁から道・県への 移管データ件数の目安 (延べ面積 300 - 500 m ² の 木造建築物数)	道・県から限定特定行政庁への 移管データ件数の目安 (高さ 13-16mの木造建築物数)
千葉県	共用 DB	野田市	共用 DB	245	0
千葉県	共用 DB	茂原市	共用 DB	582	0
千葉県	共用 DB	鎌ヶ谷市	共用 DB	172	0
千葉県	共用 DB	君津市	共用 DB	279	1
千葉県	共用 DB	四街道市	共用 DB	173	0
千葉県	共用 DB	印西市	共用 DB	205	0
千葉県	共用 DB	白井市	共用 DB	148	0
石川県	共用 DB	能美市	共用 DB	108	0
長野県	共用 DB	諏訪市	共用 DB	60	1
長野県	共用 DB	塩尻市	共用 DB	98	1
長野県	共用 DB	岡谷市	共用 DB 以外	不明	0
長野県	共用 DB	飯田市	共用 DB 以外	不明	0
岐阜県	共用 DB	高山市	共用 DB 以外	不明	3
岐阜県	共用 DB	多治見市	共用 DB 以外	不明	0
岐阜県	共用 DB	可児市	共用 DB 以外	不明	0
静岡県	共用 DB	三島市	共用 DB	184	0
静岡県	共用 DB	磐田市	共用 DB	1,015	2
静岡県	共用 DB	伊東市	共用 DB	113	1
静岡県	共用 DB	島田市	共用 DB	347	0
静岡県	共用 DB	掛川市	共用 DB	769	0
静岡県	共用 DB	藤枝市	共用 DB	414	0
静岡県	共用 DB	御殿場市	共用 DB	786	1
静岡県	共用 DB	袋井市	共用 DB	593	0
静岡県	共用 DB	裾野市	共用 DB	220	0
静岡県	共用 DB	湖西市	共用 DB	238	1
愛知県	共用 DB 以外	半田市	共用 DB	127	不明
愛知県	共用 DB 以外	豊川市	共用 DB	143	不明
愛知県	共用 DB 以外	安城市	共用 DB	853	不明
愛知県	共用 DB 以外	西尾市	共用 DB	1,324	不明
愛知県	共用 DB 以外	江南市	共用 DB	64	不明
愛知県	共用 DB 以外	小牧市	共用 DB	72	不明
愛知県	共用 DB 以外	東海市	共用 DB	142	不明
愛知県	共用 DB 以外	大府市	共用 DB	12	不明
三重県	共用 DB	名張市	共用 DB	234	0
三重県	共用 DB	亀山市	共用 DB	152	1
三重県	共用 DB	伊賀市	共用 DB 以外	不明	2
鳥取県	共用 DB	境港市	共用 DB	43	0
島根県	共用 DB	浜田市	共用 DB	28	0
島根県	共用 DB	益田市	共用 DB	49	0
島根県	共用 DB	大田市	共用 DB	90	1
島根県	共用 DB	安来市	共用 DB	1,535	1
島根県	共用 DB	江津市	共用 DB	20	0
島根県	共用 DB	雲南市	共用 DB	230	1
広島県	共用 DB	三次市	共用 DB	220	1
山口県	共用 DB	長門市	共用 DB	110	0
山口県	共用 DB	山陽小野田市	共用 DB	231	0
愛媛県	共用 DB	宇和島市	共用 DB	9	0
長崎県	共用 DB	島原市	共用 DB	0	0
長崎県	共用 DB	松浦市	共用 DB	0	1
長崎県	共用 DB	大村市	共用 DB	267	0
長崎県	共用 DB	平戸市	共用 DB 以外	不明	0
長崎県	共用 DB	五島市	共用 DB 以外	不明	0
鹿児島県	共用 DB	鹿屋市	共用 DB	52	0
鹿児島県	共用 DB	薩摩川内市	共用 DB	0	0
鹿児島県	共用 DB	霧島市	共用 DB	13	0

参考図：限定特定行政庁の業務範囲変更に伴うデータ移管方法の概要

凡例： 移管元の業務 移管先の業務 建築行政情報センター（ICBA）への委託

